

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 1 6 号

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例施行規則（平成 2 9 年瀬戸市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 2 条の 2） 第 2 章から第 4 章まで <省略> 附則 （運営） 第 2 条 <省略> <u>（利用時間）</u> 第 2 条の 2 <u>条例第 6 条に規定する利用時間のうち、次の各号に掲げる場所又は事業に係る利用時間は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> <u>（1） 瀬戸市発達支援室（条例第 3 条に規定する瀬戸市発達支援室をいう。以下同じ。） 午前 9 時から午後 4 時まで</u> <u>（2） 児童発達支援事業（条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する児童発達支援事業をいう。以下同じ。） 午前 9 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで（行事が行われる場合は、その開催時</u>	目次 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章から第 4 章まで <省略> 附則 （運営） 第 2 条 <省略>

<u>間とする。)</u> (入園児童) 第4条 児童発達支援事業の利用（以下「入園」という。）をできる児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 (1)及び(2) <省略> 2 <省略> (利用時間の特例) 第15条 <u>市長は、第2条の2第2号の規定にかかわらず、入園児童の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、児童発達支援事業に係る利用時間を変更することができる。</u> (職員及び職務権限) 第22条 瀬戸市発達支援室（以下「発達支援室」という。）に条例第7条に規定する職員として、室長、児童発達支援管理責任者、法令に定める職員その他必要な職員を置く。 2 <省略>	(入園児童) 第4条 児童発達支援事業（<u>条例第4条に規定する児童発達支援事業をいう。以下同じ。）</u>の利用（以下「入園」という。）をできる児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 (1)及び(2) <省略> 2 <省略> (利用時間) 第15条 <u>条例第6条の規定する利用時間のうち、児童発達支援事業に係る利用時間は、午前9時30分から午後3時30分までとする。ただし、行事等が行われる場合は、その開催時間とする。</u> (職員及び職務権限) 第22条 <u>条例第3条に規定する瀬戸市発達支援室（以下「発達支援室」という。）に条例第7条に規定する職員として、室長、児童発達支援管理責任者、法令に定める職員その他必要な職員を置く。</u> 2 <省略>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。